

令和5年1月1日から

# 足利市犯罪被害者等支援条例

が施行されます！

## 犯罪被害者等が置かれている状況

多くの人は、犯罪被害について他人事のように考えてしまいがちです。しかし、犯罪は、ある日突然、誰もが犯罪被害にあう可能性があります。犯罪にあうと直接的な被害のほか、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、インターネットでの拡散などにより、精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的損失など、様々な事態が生じてきます。

### 心身への負担

- ・精神的な不調
- ・感情や感覚のマヒ
- ・不眠、頭痛、めまい
- ・不安、怒り、罪悪感

### 再被害の不安や恐怖

- ・報復されることへの不安
- ・犯人からの逆恨みの言動



### 経済的な負担

- ・医療費や弁護士費等の多額の出費
- ・仕事が続けられず転職や失職
- ・再被害のおそれ等による転居

### 時間的な負担

- ・事情聴取
- ・裁判等への対応
- ・仕事への影響等

### 精神的な苦痛

- ・無配慮な言動
- ・偏見
- ・誹謗中傷
- ・過剰な取材等



## 条例の制定と目的

犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図ること、安全で安心して暮らすことができる地域社会に寄与することを目的に足利市犯罪被害者等支援条例を制定しました。条例に基づく支援制度の概要は、裏面をご覧ください。



条例に基づく

# 犯罪被害者等支援制度の概要

## 相談及び情報の提供

生活環境部市民生活課に既存の市民相談室を犯罪被害者等の支援に係る総合窓口として位置づけ、相談の対応のほか必要とする支援に係る部署への取次などの支援を行います。

## 見舞金の支給

故意の犯罪により死亡した犯罪被害者の遺族及び故意の犯罪により療養の期間が1か月以上を要する重傷病を負った犯罪被害者に対し、見舞金の支給を行います。

## 再被害及び二次的被害の防止

再被害及び二次的被害を防止していくため、関係機関と連携して、緊急時の避難先の確保など必要な情報提供、防犯指導を実施していきます。

## 居住の安定

従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図っていくため、必要な支援を行います。

ひとりで悩まずご相談ください！

## 犯罪被害者等支援相談窓口

足利市生活環境部市民生活課(市役所本館1階)

TEL 0284-20-2111

Fax 0284-21-7266

E-mail seikatsu@city.ashikaga.lg.jp

【受付時間】8時30分～17時00分

(月～金 ※土日祝日・年末年始を除く)



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュッとちゃん」

犯罪被害者等への理解と配慮が、誰もが安心して暮らせる社会につながります。  
市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。